

飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金（太陽光発電設備設置補助事業）
事業計画書

飯田市長

申請者 住所 〒399-2431
飯田市川路 番地
氏名 印
電話番号

次のとおり、脱炭素先行地域づくり事業のうち、太陽光発電設備設置補助事業を実施するため、飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第6条の規定による交付申請に係る事業計画を提出します。

1 補助金交付申請額 _____ 円
設置に要する費用の総額×2／3（千円未満切り捨て）
上限：設置に要する費用が1kW当たり30万円を超える場合は、
対象設備の出力（kW）×30万円×2／3（千円未満端数切捨て）

捨印欄

2 事業計画

事業内容	必要書類（ ☒ を記入）												
・ 設置場所 飯田市川路 番地 ・ 設置建物等の種別 ☐新築建築物 ☐既存建築物 ☐その他（ ）（該当にレ点を記入） ・ 発電設備に関する事項 <table><tr><td>メーカー名</td><td></td></tr><tr><td>型番（注1）</td><td></td></tr><tr><td>最大出力値（注2）</td><td>k W</td></tr><tr><td>設置完了予定年月日（注3）</td><td>令和 年 月 日</td></tr><tr><td>設置に要する費用の総額 （一般：税込／事業者：税別）（注4）</td><td>円</td></tr><tr><td>電力の自家消費割合の見込（注5）</td><td>%</td></tr></table>	メーカー名		型番（注1）		最大出力値（注2）	k W	設置完了予定年月日（注3）	令和 年 月 日	設置に要する費用の総額 （一般：税込／事業者：税別）（注4）	円	電力の自家消費割合の見込（注5）	%	☐費用の総額及び内訳がわかる書類 ☐2者以上の見積書（事業着手時点において有効なもの）又は業者選定理由書 ☐設備の型番、性能等が掲載されたカタログ等の写し ☐設備の型番、設置枚数、設置位置、最大出力等を明示した配置予定図 ☐設備の発電量の見込み及び自家消費の対象となる建物等の電力需要量の見込みが確認できる書類（自家消費率算出シート） ☐＜PPA又はリースに係る設置の場合＞当該設置に係る契約内容及び交付金相当額がサービス料金又はリース料から控除されることが確認できる書類
メーカー名													
型番（注1）													
最大出力値（注2）	k W												
設置完了予定年月日（注3）	令和 年 月 日												
設置に要する費用の総額 （一般：税込／事業者：税別）（注4）	円												
電力の自家消費割合の見込（注5）	%												

・発電設備に関する事項

注1 対象の設備は、未使用品であり、かつ、性能の保証や設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているものに限りします。また、モニター等により発電量等の確認及び記録ができる機能を有している必要があります。

注2 該当の発電設備に係るメーカー公表値（定格出力）を記入してください。

注3 太陽光発電設備を設置し、電力の自家消費を開始する予定日を記入してください。

注4 補助金交付の対象となる経費は、太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、配線及び配線器具、余剰電力販売用電力量計、その他太陽光発電の実施に当たり必要となるシステムの設置に必要な工事の経費とします。設備設置可否の調査、設備設置のための屋根補強その他太陽光発電設備の設置に直接必要と認められない経費を除きます。

注5 太陽光発電設備の発電量の見込み及び自家消費の対象となる建物等の電力需要量の見込みが確認できる書類によって算出された電力の自家消費割合を記入します。家庭用においては30%以上、その他業務用においては50%以上を、当該設置される太陽光発電設備で発電される電力の自家消費により賄う必要があります。

3 補助金交付条件への同意

補助金の交付申請に当たっては、次の条件に同意します。

- (1) 対象設備は、未使用品であること。（中古品は対象外とする。）
- (2) 対象設備は、性能の保証、設置サポート等がメーカー等によって確保されていること。
- (3) 対象設備は、各種法令に順守した設備であること。
- (4) 設置した対象設備を飯田市川路地区の区域外に移さないこと。
- (5) 申請者が飯田市税を滞納しないこと。
- (6) 再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。
- (7) 対象設備は、法定耐用年数を経過するまで、この補助金交付の目的に反した使用、売却、譲渡、交換、廃棄、貸し付け又は担保に供しないこと。ただし、災害等の自己の責めに帰さない事由で対象設備を処分する場合等、予め市長の承認を得た場合はこの限りではない。
- (8) 対象設備の法定耐用年数を経過するまでの間、本補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度等への登録をしないこと。
- (9) 一般住宅は30%以上、事務所が50%以上の自家消費率を敷地内で自ら消費すること。このため、環境省への実績値の報告等を目的として、法定耐用年数を経過するまでの間、発電量等を把握し、求められた際には市にデータ等の提供をすること。
- (10) 対象設備は善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。（設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。）
- (11) 対象設備を処分するときには、関係法令及び条例の規定に従うこと。
- (12) 対象設備が10kW以上の設備の場合は、解体・撤去等にかかる費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- (13) 対象設備が10kW未満の場合は、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電事業者）」（資源エネルギー庁）第5節で述べられている通り、必要な経費を見込んだ事業計画を策定するように努めつつ、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- (14) 対象設備の導入等に係る費用については、当該対象設備の性能を勘案したうえで、複数の事業者の見積もりを比較検討する等を行い、費用効率性が十分に確保されているものであること。
- (15) 余剰電力を売電する場合にあっては、飯田市が当該売電先の小売電気事業者等から、本事業により導入した設備による売電量、売電額等についての情報を得ることに同意すること。
- (16) その他、国が定める地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に係る要綱、要領その他規程の定めに基づき、適正に事業を実施すること。